

る起債計画の見送りが、当面のインフレ情勢の鎮静に役立つとの考え方を示しており政府としてもこれを了承している模様である。

しかし西ドイツ経済がおかれた内外環境からすればこうした金利水準の上昇は若干の困難な問題をもたらすことも見のがしてはならない。

第1に長期金利の7%台への上昇によってたとえ利子所得の1/4の資本収益税を支払ってもなお51/4%の残余があることから再び非居住者に西ドイツ債券購入の意欲を与えることになりはしないかという問題がある。実際市況軟化傾向が続いた本年1～3月間に非居住者による債券新規購入額は4.7億マルクと前年10～12月間(3.3億マルク)を上回るに至っている。

第2に短期金融市場金利の異常高(41/8～43%)から公定歩合との関係が順軌(8%～78%)となっているが、このような情勢からブンデスバンクが公定歩合の追随上げ(上げ幅1/2%)をねらっているとするルーマーが絶えず流れ金融市場に不安を与えていることがある。しかし公定歩合再引上げは現状でも行過ぎであるとする市中金融機関筋の反対、生産コストを高めるという観点からする企業側からの反対が予想され簡単に実施できない状態となっている。したがって今後もし金融引締め再強化の必要ある場合など公定歩合を動かさずにさる3月初めから実施された新金利調整令(40年3月号「要録」参照)に基づく貸出最高限度の変更を行なうとか、再割引限度枠の縮小を行なうとかいったキメの細かい政策がとられていくことになるものと思われる。

南北問題解決への

動き強まる

昨春開催された国連貿易開発会議は、南北問題を大きくクローズアップし、参加国の大多数を占

める低開発国が貿易、援助の面で先進国に大幅譲歩を求める59の勧告案を採択するなど世界的な関心を集めたが、この国連貿易開発会議を通じて明白化してきた低開発諸国の団結と発言力の強化は、南北問題の解決が好むと好まざるとにかかわらずいっそう促進されざるを得ない情勢にあることを示唆している。すでに昨年12月の国連総会において、同会議を国連の常設会議(3年に1回開催)とするとともにその下部機関として正式に認めた貿易開発理事会(Trade and Development Board)の第1回会合によって今後の作業計画ならびにその機構づくりが本決まりとなったほか、ガット、OECDなどでも改めて南北問題に取り組む積極的な姿勢を明らかにしている。

このような動きは、本問題がいよいよ具体策検討の段階にはいったことを示すものにほかならない。以下今後の世界経済の進展、国際貿易の流れに多大の影響を及ぼす南北問題の最近の動きをみてみよう。

第1回国連貿易開発理事会の開催

第1回国連貿易開発理事会は、54理事国^(註)の参加のもとに4月5日から30日までニューヨークで開催された。

(註) 理事会は、日本を含む先進国18、低開発国32、共産圏5の55か国によって構成されているが、インドネシアは欠席した。

今回の会議は、昨春の国連貿易開発会議の勧告に対する今後の作業計画、ならびにそれに必要な機構づくりが主要内容であったが、とくに機構づくりについてはこれが今後の作業の実質的な方向づけに大きな影響を与えることとなるだけに、先進、低開発国相互でかなり活発な討議が行なわれた。

本会議で採択された作業計画は、国連貿易開発会議の勧告に関する具体的検討を下記の4常設委員会に付託するとともに、それら勧告に対する先進諸国の実施状況を定期的に審査するなどであ

る。

(1) 一次産品委員会

一次産品の輸出促進と価格安定に関する方策、とくに①商品協定の締結、②一次産品価格低落の補償に関する問題、③一次産品の生産調整に関する政府間協議の実施、④代替品との競合問題などにつき具体策を検討する。

(2) 製品、半製品委員会

低開発国の製品、半製品輸出の拡大と多様化を促進するため、先進国の①関税引下げ(一方的特恵の採用)、②内国税を含む貿易障害の撤廃などにつき具体的な検討を行なう。

(3) 貿易外、融資委員会

貿易外収支の改善、外資流入の増大をはかるため、①先進国の援助方法についての再検討、②低開発国の開発計画の調整による稀少資金の効率的な使用、ならびに現地資金の活用に関する検討、③低開発国の借款などに伴う元利負担増大についての対処策などの問題を検討する。

(4) 海運委員会

低開発国の海運問題、とくに①海運業の育成、②各国海運政策の調整、③国際会議の開催などにつき検討を行なう。

なお、国連貿易開発会議の事務局はジュネーブに設置され、その事務局長には、昨春の同会議で事務局長をつとめたプレビッシュ氏が引き続き就任することとなった。また、第2回貿易開発理事会は8月にジュネーブで開催し、各常設委員会の報告を検討することとなっている。

ガット、OECDの動き

一方、ガットにおいても、その「自由、互恵、無差別」の原則が、先進国の貿易拡大に利する反面、低開発国の貿易拡大を阻害する面も少なくないとの観点から低開発諸国の強い不満を招き、その修正が迫られていた。このためガットは、本年2月の特別総会において、低開発国の貿易促進を

目的として先進国に次のような一方的義務を負わせる趣旨の規約改正を行なった。

(1) 先進国は、低開発国の輸出所得増大の必要性を認め、低開発国の輸出関心品目について関税その他貿易障壁(これら品目の消費増進を阻害する内国税などの財政措置を含む)の新設ないし拡大を行なわず、進んでその軽減、撤廃に努力する。

(2) 先進国は、上記貿易障害除去の交渉において、低開発国から互恵主義に基づく代償を期待しない。

(3) 先進国は、低開発国産品に対して輸入拡大の機会を与えるため、国内産業構造の転換促進などを積極的に考慮する。

(4) ガットは、低開発国の貿易および開発問題に関し、国連および国連諸機関(国連貿易開発会議の勧告に基づき設立される機関を含む)と協力し、とくに低開発国の関心の深い一次産品、製品などの交易条件の改善をはかるよう努力する。

さらに、上記規約改正の目的達成を助長するため、低開発国の貿易、ならびに開発問題を総轄する貿易開発委員会が新設され、目下同委員会は、低開発国の輸出関心品目の設定、特恵問題などの検討を行なっている。

また、OECDでも、南北問題の重要性にかんがみ、これに対する具体的な対処策について検討を行なっている。すなわちOECD諸国はとくに昨春の国連貿易開発会議において先進国側の意見不統一、結束の乱れから、低開発国側の一方的な突きあげを受けざるをえなかった経験に徴し、その後南北問題に対する先進国側の結束と意見調整をはかるため、下部機関である貿易委員会の場を利用して、事前協議を行なうとともに、さらにDAC(開発援助委員会)においても、低開発国の要請にこたえるため、目下援助条件(期間、利率、形態など)の緩和に関する政策勧告(援助条件の統一基準の設定)の検討を行なっている。

今後の動向と問題点

このように、南北問題は国連などを中心にこれを専管する機構づくり、ないしは、今後の作業計画が決定されたことにより、これまでの「原則的、抽象的」論議の段階から、「実質的、具体的」検討の段階にはいったといえよう。

しかしながら、こうした事態の具体化とともに、新たな問題が生じてきたことも見のがすことができない。

その一つは、国連貿易開発会議の性格に関する先進国と低開発国との意見対立から、南北問題の処理をめぐる国連貿易開発会議と既存機関との競合が生ずる公算が大ききことである。すなわち先進国側は国連貿易開発会議をあくまで「勧告」の機関であり、その実施に当たっては条約上の拘束力をもつガットなど既存機関にゆだねるべきであると主張しているのに対して、低開発国側はこれを今後勧告の「実施」機関として積極的に活用し、新規、既存機関のいかに問わずあらゆる機会を利用して南北問題の解決促進をはかろうとしており、両者間には鋭い意見の対立が生じている。

第2は南北問題の解決方法について、先進国間の利害関係からその意見が必ずしも一致していないことである。すなわち、米国、英国、日本などは南北問題を原則として全地域的な観点にたって処理すべきであるとの態度をとっているのに対し、フランスなどE E C諸国はアフリカ旧植民地との提携強化を通じてその地域的解決を企図している。また最近では、低開発国よりの輸入品に対し豪州が特惠関税の適用を単独に決定し、ソ連もすでに本年1月から関税の撤廃を実施している。

一方低開発国側においては、先進国に対し強い団結と一致した発言を示しつつも、事実上アフリカ18か国がE E Cと連合協約(64年5月発効)を締結し特惠関係を結んだほか、中南米諸国も米州開

発銀行などを通じ米国との経済的連係の緊密化をはかっており、またアジアにおいても、エカフエを中心に域内貿易自由化構想などによって、わが国に対し援助と譲歩を求めるなど、地域的解決を図る動きが目立っており、これらが今後の南北問題の解決をいっそう複雑にするものと思われる。

こうした情勢のもとにおいて、わが国は、先進国の一員として低開発国から、農産品輸入制限の撤廃、軽工業品の関税引下げなど大幅譲歩を迫られるほか、上記地域化の動きなどの影響も無視することができないところから、今後の南北問題の進展には、十分注視するとともに本問題と真剣に取り組み可及的すみやかにその対策を確立すべきであろう。現に具体化しつつあるアジア近隣諸国に対する経済協力、アジア開発銀行設立への積極的参加もこうした動きの一環にはかならない。

